

与謝野町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日  
与謝野町条例第 28 号

(設置)

第 1 条 本町に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、与謝野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、町長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子育て世代の保護者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課及び教育委員会事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員及び臨時委員に対し、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例（平成18年与謝野町条例第43号）の定めるところにより、報酬を支給し、与謝野町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例（平成18年与謝野町条例第45号）の定めるところにより、職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、子ども・子育て会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 与謝野町子ども・子育て会議運営規則

平成25年7月1日

### (会議の招集)

第1条 子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

### (会議の公開等)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

第3条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

### (協力の依頼)

第4条 子ども・子育て支援法第75条第1項又は第2項に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。